

プロジェクト研究「地震分野の防災協力の再評価と重点分野の今後の方策検討」

(公告/公示日：2020年9月15日/公告番号：20a00457) について、以下のとおり回答いたします。

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	P. 3	5 (3) 共同企業体、再委託について	補強を認めていただけるでしょうか。	業務従事者の構成メンバーは、同じ社に所属していなくとも問題ありません。
2	P. 16	4-2 (2) ①重点国における地震防災対策事項の現状整理	候補案件について、公表されていない評価報告書などがあれば、別途閲覧することは可能でしょうか。	公表されていない報告書について、特別な事由で非公表とされていないものについては、JICA本部から貸与とします。
3	P. 17	4-2 (2) ②重点国における地震防災対策事項におけるボトルネック整理	英語以外の言語による資料が現地から提供された場合、資料の英訳はJICA現地事務所の支援または受注者による備上は可能でしょうか。受注者による雇上が認められる場合、経費は積算内訳書の2. 直接経費部分に示すことで良いでしょうか。また日本国内での雇上は認められるでしょうか。	英語以外の言語による資料について、現地語から英訳にかかる受注者による備上を可能とします。直接経費として、追加で30万円を計上ください（併せて積算シートを更新しております）。翻訳にかかる精算については、支払いを行ったという自社や共同企業体からの証拠書類ではなく、あくまで第三者からの領収書をもって行います。また日本国内での備上も可とします。
4	P. 17	4-2 (3) ②分析済のボトルネックに対する解決策の整理	必要に応じた関係者へのヒアリングで、分析対象候補案件の実施コンサルにヒアリングしたい場合には、JICAさんのご協力を得ることは可能でしょうか。	分析対象候補案件の実施コンサルタントの紹介について、JICAからヒアリング依頼を行うことは可能です。
5	P. 18	4-2 (5) 途上国カウンターパート向けの質問状の作成	カウンターパートへの質問状の作成後、回収、分析までは必要ないでしょうか。対象国の公用語が英語でない場合の現地語への翻訳は不要でしょうか。	カウンターパートへの質問状は作成のみで、カウンターパートへの送付・回収・分析までは想定していません。また、英文のみの作成で構いません。（作成された質問状は、今後新規案件形成や基礎情報収集・確認調査、詳細計画策定調査等で、カウンターパートの現状を確認するために使用することを想定しています。）
6	P. 24	(別添1) 調査で分析する項目(案)	重点国は8か国が示されています。P. 10では、重点国は11か国となっています。重点国は11か国が正しいでしょうか。	混乱をきたしてしまい、失礼いたしました。p. 16に記載されている11か国（インドネシア、フィリピン、ミャンマー、バングラデシュ、ネパール、パキスタン、イラン、トルコ、エルサルバドル、エクアドル、チリ）が正になります。
7	P. 8	12. 入札書(3)	第1回目の入札書は原則代表者による入札書とありますが、1回目の入札書についても代理人および委任状をもって有効な入札書とみなしていただくことは可能でしょうか。	可能です。ただし入札書を提出する段階で、代表者から入札書に指定された人への権限移譲の書類の提出を求めます。
8	P. 16 P. 24	重点国	P. 16では重点国として11か国（インドネシア、フィリピン、ミャンマー、バングラデシュ、ネパール、パキスタン、イラン、トルコ、エルサルバドル、エクアドル、チリ）が挙げられていますが、P. 24では8か国（インドネシア、フィリピン、ミャンマー、バングラデシュ、ネパール、パキスタン、イラン、トルコ）のみ記載されています。どちらが正しいでしょうか。	回答6. をご参照下さい。